

加入申請はお近くの受付窓口へ！

北海道農政事務所では、以下のとおり品目横断的経営安定対策の受付窓口を設置します。19年産の秋まき麦を作付けの方の受付期間は平成18年9月1日～11月30日までとなります。加入申請の方法や申請様式等については「情報ステーション（品目横断特集号No.2）」でお知らせします。

< 受付時間：9時～12時、13時～17時（土、日、休日を除く） 郵送でも受け付けます >

受付窓口	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
地域第一課	003-0029	札幌市白石区平和通2丁目北5-10	(011)863-6031	(011)863-6033
地域第二課	040-0021	函館市的場町24番3号	(0138)54-2503	(0138)54-2505
地域第三課	047-0007	小樽市港町4番3号	(0134)23-2535	(0134)23-2532
地域第四課	070-0902	旭川市春光町3639番地2	(0166)51-4296	(0166)51-4222
地域第五課	085-0006	釧路市双葉町5番6号	(0154)23-4401	(0154)23-4403
地域第六課	080-0802	帯広市東2条南12丁目	(0155)24-2401	(0155)24-2420
地域第七課	090-0017	北見市高砂町2番3号	(0157)23-4171	(0157)23-5358
地域第八課	068-0825	岩見沢市日の出町24番地9	(0126)22-3261	(0126)22-3263
地域第九課	053-0005	苫小牧市元中野町3丁目3番6号	(0144)32-5345	(0144)32-5347
地域第十課	095-0014	士別市東4条2丁目7番地2	(0165)22-3143	(0165)22-3145
地域第十一課	073-0024	滝川市東町1丁目1番9号	(0125)22-1511	(0125)22-1637
八雲統計・情報センター	049-3114	二世郡八雲町三杉町25-3	(0137)63-3383	(0137)63-3385
小樽統計・情報センター 倶知安庁舎	044-0011	虻田郡倶知安町南1条東3-1 倶知安地方合同庁舎	(0136)22-2313	(0136)22-6727
旭川統計・情報センター 富良野庁舎	076-0032	富良野市若松町4-12	(0167)22-2221	(0167)23-3584
中標津統計・情報センター	086-1042	標津郡中標津町東2条北3-10	(0153)72-2058	(0153)72-2054
音更統計・情報センター	080-0104	河東郡音更町新通8丁目5	(0155)42-2062	(0155)42-3786
池田統計・情報センター	083-0034	中川郡池田町字利別本町153-2	(015)572-2239	(015)572-2349
網走統計・情報センター	093-0078	網走市北8条西5-2-8	(0152)43-2707	(0152)43-2759
遠軽統計・情報センター	099-0403	紋別郡遠軽町1条通北4丁目2-1	(0158)42-2719	(0158)42-5249
苫小牧統計・情報センター 伊達庁舎	052-0021	伊達市末永町59-6 伊達地方合同庁舎	(0142)23-3409	(0142)23-1017
新ひだか統計・情報センター	056-0005	日高郡新ひだか町静内こうせい町2-3-1	(0146)42-0519	(0146)43-0945
稚内統計・情報センター	097-0001	稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎	(0162)33-1180	(0162)33-1181
名寄統計・情報センター	096-0015	名寄市西5条南10-2-92	(01654)2-2357	(01654)3-8743
滝川統計・情報センター 留萌庁舎	077-0048	留萌市大町3-37 留萌港湾合同庁舎	(0164)42-0582	(0164)42-2302

受付窓口の所在地（地図）は、北海道農政事務所HPでご案内しています

<http://www.hokkaido.info.maff.go.jp/annaizu/index.html>

編集・発行 / 農林水産省北海道農政事務所（平成18年8月発行）

〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目 電話 011-642-5410 FAX 011-642-5509

食と農林水産業・消費者をむすぶ総合情報誌



情報ステーション

品目横断
特集号
No.1

N O R T H

特集：9月から品目横断的経営安定対策の受付がスタートします！



2006年8月

農林水産省北海道農政事務所

品目横断的経営安定対策の概要

～ やる気と能力のある担い手を対象とした直接支払の導入 戦後農政の大転換 ～

1 趣旨

農業の構造改革を加速化し、WTOにおける国際規律の強化にも対応しうよう、これまで品目別に講じてきた価格政策を見直し、担い手を対象を限定した上で、経営安定を図るための必要な交付金を交付する政策に転換

2 対象農産物

米穀()
麦、大豆、てん菜、
でん粉原料用ばれいしょ

国境措置により諸外国との生産条件格差が実質的に補正されている米穀は「収入減少影響緩和交付金」のみ

3 対象農業者

認定農業者 かつ
経営規模10ha以上
(特例あり)

又は

集落営農組織 かつ
経営規模20ha以上
(特例あり)

- ・遊休農地がないこと(農地を農地として利用すること)
- ・環境規範を遵守すること

上記要件は、交付金の交付を受ける場合、毎年度確認

4 交付金の種類と内容

(1) 生産条件不利補正交付金(外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正)
(麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの4品目)

過去の生産実績に基づく交付金

期間平均生産面積に応じて交付する交付金

算定手順(対象農産物ごとに算定)

対象者は、定められた時期までに**基準期間(16～18年)の生産量**(旧麦作経営安定資金などの支援対象数量)を農政事務所に登録

農政事務所は、これを面積換算し「期間平均生産面積」を計算。市町村別に国が定める「面積単価」に「期間平均生産面積」を掛けて交付金を算定

「面積単価」(全国平均)

小麦	27,740円/10a
大豆	20,230円/10a
てん菜	28,910円/10a
でん粉原料用ばれいしょ	37,030円/10a

単価は単収の違いを反映し、市町村別に設定

毎年の生産量・品質に基づく交付金

毎年度の品質及び生産量に応じて交付する交付金

算定手順(対象農産物ごとに算定)

対象農業者は、定められた時期までに**その年の「品質区分別の生産量」**(麦のは種前契約に基づき販売された数量など)を農政事務所に登録

農政事務所は、全国一律で国が定める「品質区分別の数量単価」に「品質区分別の生産量」を掛けて交付金を算定

「品質区分別の数量単価」(例)

小麦	2,110円/60kg(Aランク・1等)
大豆	2,736円/60kg(2等)
てん菜	2,150円/トン(糖度17.1度)
でん粉原料用ばれいしょ	3,650円/トン(でん粉含有率17.4%)

(2) 収入減少影響緩和交付金

(米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの5品目)

収入が減少したとき、その9割を補てんする交付金

積立金の積立て

対象農業者は、定められた時期までに積立てを行う旨及びその年の「**生産予定面積**」を申出。10aあたり「標準的収入額」(で計算)に「生産予定面積」を掛けその**2.25%を積立金として納付**

算定手順(経営体ごとに合算して算定)

対象農業者は、前年度の「**販売数量**」を農政事務所に登録

農政事務所は、これを北海道の実績単収()で除して「前年度生産面積」を計算(地域などの区分けは北海道庁、農業団体等が検討中)。平均入札価格等に実単収を掛けて算出した前年度「10aあたり収入額」に「前年度生産面積」を掛けて「前年度収入額」を計算。

過去5年間のうち中庸3か年の収入額を平均した「標準的収入額」と「前年度収入額」の差額の9割から共済金相当額を控除した上で0.75を乗じて国の交付金額を算定(国の交付金額:農業者の積立金払戻額=3:1)

5 交付金の申請スケジュール

加入申請

秋まき麦を作付けする農業者: **18年9月1日～11月30日(今秋)**

秋まき麦以外の対象農作物を作付けする農業者: 19年4月1日～6月30日

(併せて基準期間の生産量の登録を9月1日～来年6月30日までに進行)

収入減少影響
緩和交付金
の積立金納付

19年7月31日まで

過去の生産実績に基づく交付金の申請

対象農業者要件の確認

19年9月30日まで

毎年の生産量・
品質に基づく
交付金の申請

20年2月15日まで

収入減少影響緩和
交付金の申請

20年6月30日まで